

豊情個審答申第63号
令和4年(2022年)3月25日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書存否応答拒否決定
処分について (答申)

令和3年(2021年)9月27日付け諮問第51号により諮問を受けた豊中市
情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり
答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「本件に関〇月〇日、〇月〇日打合わせしたが、議事録を作成せず不十分。その為に調査日〇/〇、〇/〇、〇/〇及び〇/〇の調査結果の開示（民間会社では出張報告に5W1Hを書くように）」に係る行政文書存否応答拒否決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和3年7月29日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「本件に関〇月〇日、〇月〇日打合わせしたが、議事録を作成せず不十分。その為に調査日〇/〇、〇/〇、〇/〇及び〇/〇の調査結果の開示（民間会社では出張報告に5W1Hを書くように）（以下「本件対象文書」という。）」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）は、同年8月11日、「特定の個人に対する指導に関する情報であって、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため。」との理由を付して条例第10条に該当するとして行政文書存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年9月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年9月27日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書の内容をまとめると以下のとおりである。

1 処分庁との打合せの際に、4回調査を行ったとの説明を受けたので、開示請求をした

ら、存否応答拒否との決定とは納得できない。調査不十分をカモフラージュするために情報公開条例を用いたとしか考えられない。

- 2 処分庁は、目視観察のみを行い、敷地内の観察は出来ていない。したがって、事実をつかんでいない。そうであるにも関わらず、処分庁は弁明書において、条例や個人のプライバシーを持ち出し、論点をすり替えた。処分庁がありのままを説明していれば審査請求人も理解でき納得できた。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の内容をまとめると以下のとおりである。

本件審査請求は、特定の個人を対象としたうえで、当該個人所有の建築物に対する調査等に関する文書の請求である。そのため、本件行政文書の存否を明らかにすると、当該個人が処分庁から調査指導等を受けたか否かを明らかにすることとなる。

処分庁の業務の範疇には、建築行為等に関する違反の指導及び処分が含まれているため、本件行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人が処分庁より法令違反の嫌疑をかけられているという周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などによる風評被害を特定の個人に与えることとなる。

個人にとって通常他人に知られたくないと望む不名誉な個人情報で、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号本文に該当する。

第六 審査会の判断

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人が所有する建築物に対して実施機関が行った調査指導等に関する文書である。

- 2 条例の定め

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と規定している。

また、条例第10条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、

当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

3 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、特定の個人が所有する建築物に対して実施機関が調査指導等を行っているとの認識を前提として、当該調査指導等の内容が記載された行政文書の開示を求めるものであるところ、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に関する調査指導等の有無を答えることと同等の効果を与えることになり、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することになる。

よって、実施機関が行った条例第10条に基づく存否応答拒否決定は妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年（2022年）3月25日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子